

福岡県子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援行動計画について

- (対応) 「県支援事業支援計画」と「県次世代育成支援行動計画」は、一体的なものとして策定する。
- (計画の位置づけ等) 法定計画である「支援事業支援計画」を主計画とし、主計画の任意記載事項の範囲を拡大して「次世代育成支援行動計画」の内容を盛り込む。
- (検討体制等) 主計画である「県支援事業支援計画」を審議する「子ども・子育て会議」において一体的に審議する。また、次世代育成支援行動計画に相当する任意記載事項については、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき設置している「ふくおか出会い・子育て応援協議会」において協議する。

計 画	支援事業支援計画	次世代育成支援行動計画
根 拠	子ども・子育て支援法第62条第1項（計画策定は義務）	次世代育成支援対策推進法第9条第1項（計画策定は任意）
策定期間等	平成27年度～平成31年度（5年を1期とする）	平成27年度～平成31年度（5年を1期とする）
主な記載事項	<p>○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 （必須記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県設定区域の設定 ・教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期 ・教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保 ・従事者の確保及び資質の向上 ・専門的な知識及び技術を要する支援 <p>（任意記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念等 ・広域的な見地からの調整 ・教育・保育情報の公表 ・労働者の職業生活と家庭生活の両立 	<p>○地域における子育ての支援 （地域における子育て支援、保育サービスの充実、児童健全育成等）</p> <p>○保護を要する子どもの養育環境の整備 （児童虐待防止、社会的養護体制の充実等）</p> <p>○母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 （子どもや母親の健康の確保、思春期保健対策の充実、小児医療の充実等）</p> <p>○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 （次代の親の育成、学校教育環境等の整備、幼児教育の充実等）</p> <p>○職業生活と家庭生活との両立の推進 （仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等）</p> <p>○その他次世代育成支援対策の実施 （子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保等）</p>